

平成27年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成27年8月31日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 報告第 3号 平成26年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について
- 第 4 承認第 7号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 5 承認第 8号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について
- 第 6 承認第 9号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について
- 第 7 議案第47号 平成26年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
- 第 8 議案第48号 平成26年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について
- 第 9 議案第49号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第10 議案第50号 平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第11 議案第51号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第12 議案第52号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第13 議案第53号 永平寺町個人番号カードの利用に関する条例の制定について
- 第14 議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第15 議案第55号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定

について

第16 陳情第 1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

第17 農業委員の推薦について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 酒井要君
- 6番 江守勲君
- 7番 小畑傳君
- 8番 上田誠君
- 9番 金元直栄君
- 10番 樂間薫君
- 11番 齋藤則男君
- 12番 伊藤博夫君
- 13番 奥野正司君
- 14番 中村勘太郎君
- 15番 川治孝行君
- 16番 長岡千恵子君
- 17番 多田憲治君
- 18番 川崎直文君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合永充君
- 副町長 平野信二君

教	育	長	宮	崎	義	幸	君
消	防	長	竹	内	貞	美	君
代	表	監	前	川	次	夫	君
委	員						
総	務	課	山	下		誠	君
財	政	課	山	口		真	君
総	合	政	太	喜	雅	美	君
策	課	長					
会	計	課	清	水	和	子	君
税	務	課	歸	山	英	孝	君
住	民	生	野	崎	俊	也	君
活	課	長					
福	祉	保	森	近	秀	之	君
健	課	長					
子	育	て	藤	永	裕	弘	君
支	援	課	長				
農	林	課	小	林	良	一	君
商	工	観	川	上	昇	司	君
光	課	長					
建	設	課	平	林	竜	一	君
上	下	水	清	水	昭	博	君
道	課	長					
永	平	寺	山	田	幸	稔	君
支	所	長					
上	志	比	山	田	孝	明	君
支	所	長					
学	校	教	南	部	顯	浩	君
育	課	長					
生	涯	学	長	谷	川	伸	君
習	課	長					

6 会議のために出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	佐	々	木	利	夫	君
書					記	多	田	和	憲	君	

～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る8月24日、町長より平成27年第3回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、議員各位におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開催できますこと心より厚くお礼申し上げます。

今定例会は、地球温暖化防止対策として、国、県で取り組みを実施しておりますクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装はノーネクタイ、ノー上着で臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課の課長の出席を求めています。

また、本日は平成26年度決算認定の議案を上程いたしますので、代表監査委員に出席をいただいております。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されており、その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより平成27年第3回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（川崎直文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番、齋藤君、12番、伊藤君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、8月31日から9月17日までの18日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、8

月31日から9月17日までの18日間に決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 平成27年第3回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、ご提案いたします議案等についてご説明いたします。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜びを申し上げます。本定例会のご案内をさせていただきましたところ、お忙しい中をご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

先日は、町の夏の風物詩であります九頭竜フェスティバル・永平寺大燈籠ながしが関係者各位のご協力のもと、永平寺河川公園で開催され、訪れた町民や観光客の皆様は、日本夜景遺産にも選ばれた幻想的な希望のともしびの灯籠が九頭竜川の川面を染め上げた風景をいつまでも見送っておられました。また、ブランド協議会が物産展示、町商工会青年部があんどん山車を7年ぶりに復活させ巡行するなど、イベントの盛り上がりに一役買っていただき、永平寺町の生き生きとした姿を県内外に広く発信できたものと思っております。これもひとえに町民の皆様の熱い思いと実行委員会の皆様のご尽力のたまものと感謝いたしております。

去る7月22日に、第73回国民体育大会（福井しあわせ元気国体）が平成30年9月29日から10月9日までの11日間の日程で開かれることが日本体育協会の理事会で正式に決まり、あわせて第18回全国障害者スポーツ大会（福井しあわせ元気大会）の本県開催が決定しました。8月17日には、県の「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備委員会の第6回総会が開催され、準備委員会から実行委員会に移行しました。

本町におきましても、あす、9月1日に本町の準備委員会総会を開催し、実行委員会へ移行いたします。今後は町民の総力を結集し、本格的な国体準備を進めてまいります。

次に、暑さの厳しい夏季においても子どもたちが学習意欲と集中力を高める学習環境を維持し、安全で安心な教育活動とするために、平成26年度3月補正及び平成27年度当初予算でお認めいただきました学校受変電設備及び学校エアコンの整備につきましては、町内全小中学校の始業式に間に合い、子どもたちが1日の大半を過ごす学校の学習環境の整備を進めることができました。

設置後の利用については、稼働期間や時間帯、温度設定及び操作方法等の基準

を設け各学校に周知することで、環境教育にも取り組みます。また、消費電力を管理するデマンドシステムを各校に導入し、節電に対する意識づけと効率的な運用に努めることとしております。

次に、禅の文化など本町の魅力を発信する第1回まちのブランド化検討会を8月2日に四季の森文化館において開催し、元陸上選手の為末大さんに講演を行っていただきました。約200名の町民の方にご参加いただき、町の活性化のヒントを探る一つの機会となったのではないかと考えております。

為末さんは400メートル障害の日本記録保持者で、世界選手権で二度銅メダルを獲得されました。2012年に現役引退、禅にとっても関心があり、著書に「禅とハードル」がございます。講演の中で為末さんは、海外遠征で訪れた魅力的なまちを紹介し、「いいまちには何とも言えない空気、世界観がある」と述べられ、「『禅』という字は単を示すと書く。シンプルを示す。たくさん物がありますよというのはブランドにはならない。絞り込みながらどういう世界観をつくるかが大事だ」と訴えておられました。

9月12日には第2回の検討会を松岡公民館にて開催し、住民の皆様のご意見をもとに具体的なブランド戦略を練っていきたいと考えております。

次に、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定につきましては、8月20日に「人口動向から考える永平寺町・地方創生の本質」と題して、福井大学地域経済研究所佐々井司教授に研修をいただきました。永平寺町の地域特性となりわい、地域の誰が何をすべきかを考え、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育てへの希望をかなえることを目標に、現在、策定委員会で検討を進めているところでございます。

それでは、本定例会に提出いたします議案等について申し上げます。

平成26年度財政健全化判断比率の報告であります。法律の規定に基づき、実質公債費比率を初めとする5つの指標を公表し、議会に報告するものであります。

次に、平成27年度一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、松岡地区で運行しております町所有のコミュニティバスの修繕料及び町税還付金の増額により総額353万2,000円の補正を行いました。この補正予算につきましては7月17日付で専決いたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

次に、町有施設による2件の物損事故において示談が成立し、損害賠償の額が

確定したことにより専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次に、平成26年度の一般会計、特別会計、上水道事業会計の決算認定であります。それぞれの会計について決算書を調製し、監査委員の決算審査を受けましたので、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき議会に提出し、認定をお願いするものであります。

次に、平成26年度一般会計の補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出から申し上げますと、総務費では、ふるさと創造プロジェクト事業の拠点施設造成工事費や永平寺支所南側入り口改修工事費を計上したほか、合併10周年を本町の新たな飛躍に向けた年と位置づけ、合併10周年記念行事の開催費用を計上しております。

民生費では、マイナンバー制度関係で、通知カード、個人番号カードの作成、発送などの関連事務を行う地方公共団体情報システム機構に対する負担金のほか、個人番号カード交付に係る事務費や、未熟児養育医療費扶助の利用件数が増加したため扶助費の増額を計上しております。

消防費では、消防団員の水害等の活動時の安全確保を図るため、救命胴衣を整備いたします。

教育費では、小学校理科等教材の備品整備のほか、県予選を勝ち抜き上位大会へ出場する中学校の部活動に対し交通費等の費用の一部を補助する経費を計上しております。

以上により、本年度一般会計9月補正予算の総額は4,181万1,000円となった次第であります。

これら歳出の財源となります歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、利用者負担金のほか、繰越金等を充てることとしております。

次に、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、地域密着型サービス事業者選考委員会委員報償及び介護相談員の増による介護相談員報償27万4,000円を計上しており、その財源となります歳入につきましては、保険料、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金を充てることとしております。

次に、下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、産休及び育休職員の代替嘱託職員の賃金を計上しており、その財源となります歳入については、前年度繰越金を充てることとしております。

次に、条例の制定及び一部改正について申し上げます。

マイナンバー制度が来る10月5日から開始され、来年1月1日から実際の利用が始まります。これに伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例など新規に制定する必要があるもの、また既存条例で改正する必要があるものを提案するものであります。

以上、定例会に提案いたします議案等につきまして、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては議案提出の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の開会に当たり所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町政発展に向けてご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

～日程第3 報告第3号 平成26年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第3、報告第3号、平成26年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の報告を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 平成26年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告につきましては、法律の規定に基づき、実質公債費比率を初めとする5つの指標を公表するものであり、平成26年度決算における本町の状況は健全な団体としていずれも国が定める基準以内となっております。

今後も積極的に行財政改革を進め、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） ただいま上程いただきました報告第3号、平成26年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についてご報告をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

平成26年度永平寺町財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、監査委員の意見を付して議会へ報告するものでございます。

永平寺町財政健全化判断比率等については、財政健全化法に規定された基準比率に応じて、自治体の財政健全度合いを5つの指標を用いてあらわされるものがあります。本町の指標は、本年も国の定める早期健全化基準、財政再生基準の2段階の基準をいずれも下回っており、健全団体の基準内となっております。

5つの指標についてご説明申し上げます。

実質赤字比率につきましては、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものでありますが、黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体として赤字の度合いを指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものでありますが、一般会計、特別会計、企業会計、全体として黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、実質公債費比率につきましては、借入金の返済及びこれに準ずる額の大きさを指標化して、自治体の収入に対する負債返済の割合及び資金繰りの程度を示すものであります。本町におきましては、地方債の借り入れの返済金並びに一部事務組合が起こした本町分の公債費及び上水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計への繰出金等が対象となります。また、実質公債費比率は、平成24年から26年度までの3カ年の平均であらわされるものでございます。平成26年度の実質公債費比率は12.6%となり、昨年の13.4%と比較しますと0.8ポイント下がっております。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等で、現時点での残高を指標化して、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示すものでございます。一般会計の起債現在高、債務負担行為、一部事務組合が起こした本町分の起債残高、全職員の退職手当支給予定額など、将来にわたって抱えている負債が対象となります。平成26年度の将来負担比率は39.9%となり、昨年の45.6%と比較しますと5.7ポイント改善となっております。

次に、公営企業における資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。上水道事業会計や下水道事業会計などの実質収支額の赤字及び資金不足はなく、全ての会計で黒字となっており問題はないと判断されます。

なお、議案書の3ページから4ページにつきましては、8月5日に実施しました平成26年度永平寺町財政健全化判断比率等の審査結果と意見について、監査委員より提出されたものであります。

以上、平成26年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

ないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第3号、平成26年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を終わります。

～日程第4 承認第7号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第4、承認第7号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第7号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳出では、松岡地区で運行しております町所有のコミュニティバスの修繕料及び町税還付金の増額により353万2,000円を計上させていただいたものでございます。いずれも速やかに対応する必要がございましたので、専決により予算措置をさせていただいたものでございます。

これらの財源となります歳入では、前年度繰越金により措置をしております。

なお、専決日は平成27年7月17日にさせていただきました。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 承認第7号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成27年7月17日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の8ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億2,645万4,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、9ページから10ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款2総務費、目1一般管理費、修繕料53万2,000円は、松岡地区で運行しております町所有のコミュニティバスのギアが故障したため、速やかに修繕する必要がございましたので、専決により予算措置をさせていただくものでございます。

同じく、目2賦課徴収費、町税還付金300万円は、株価の上昇による株式譲渡配当所得確定申告に伴う町県民税の還付約300万円の支払いなどにより当初予算のほとんどが執行済みとなり、今後も法人町民税の確定申告に基づく還付が発生が予想されることから、これらに対し速やかに対応するため、また場合によっては還付がおくれますと加算金が発生するため、専決により予算措置をさせていただいたものでございます。

これらの財源といたしまして、13ページのとおり、前年度繰越金により措置をしております。

以上、承認第7号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 質疑なしと認めます。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第7号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第5 承認第8号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

～日程第6 承認第9号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第5、承認第8号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について及び日程第6、承認第9号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての2件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、日程第5、承認第8号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について及び日程第6、承認第9号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました承認第8号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、承認第9号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての提案理由のご説明を申し上げます。

まず、承認第8号につきましては、平成27年6月29日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものです。

概要といたしましては、町有施設による物損事故について相手方との示談が成立したことに伴い、損害賠償の額を専決処分したものです。

次に、承認第9号につきましては、平成27年8月7日に専決処分いたしました

たので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものです。

概要といたしましては、町有施設による物損事故について相手方との示談が成立したことに伴い、損害賠償の額を専決処分したものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課から説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） ただいま上程いただきました承認第8号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてご説明申し上げます。

この案件は、町有施設による物損事故において示談が成立し、損害賠償の額を定めましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故発生年月日は平成27年5月13日、場所は永平寺町松岡吉野塚地係でございます。事故の概要でございますが、デイサービスセンターと松岡福祉総合センター翠荘の間の通路からデイサービスセンター北側の駐車場に進入したところ、側溝グレーチングのはね上がりによりガソリントankが破損したものです。事故の種別は物損事故、損害賠償額は4万4,064円でございます。

この件につきましては、6月24日付で示談が成立したことから損害賠償金を支払う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により6月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

引き続き、承認第9号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてお願いいたします。

事故発生年月日は平成27年6月27日、場所は永平寺町栗住波地係、上志比中学校東側でございます。事故の概要でございますが、中学校グラウンドの南東側のバックネット横の開閉式ネットの固定が強風によって外れ町道側になびいた際、ネット下部の鋼鉄製の鎖と被害車両が接触し、ボンネットに傷がついたものでございます。事故の種別は物損事故、損害賠償額は7万8,332円でございます。

この件につきましては、8月5日付で示談が成立したことから損害賠償金を支払う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により8月7日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認

をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議願います。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 専決7号、いわゆるデイサービスセンター裏の駐車場に入るときにグレーチングをはね上げたということですが、このグレーチングはね上げによる物損事故というのはこれで2件目でありますね。ことしに入って2件目です。当時も十分見回るとい話がありました。ただ、グレーチングによっては、駐車場などは、安いものを使っていたりするとすぐに変形したりすることもあるので、そこは十分点検していると思います。

ただ、グレーチングというと、構造上、ねじ締め以外については、掃除したりするときには周りの土なんかが入ったりして、グレーチングだけが締め直したときに少し突起するということがあるんですね。そこに除雪車がよくひっかいているということがあるので、そこらを含めてそれなりのものを、しっかりしたものを入れるようにするとかいうことで総点検をやっぱりきちっとしてほしい。いろんな福祉団体なんかでもよく、この役場でもやっていると思いますが、冷やりとしたこととか、はっとするようなことが続くとね、それは曖昧にしていると大きな事故につながるということもあるので、そこは十分気をつけてほしいのと。

もう一つ、学校のグラウンドへ入る開閉式の鉄の扉が外側に開いてというんですが、これ聞いてると構造上の欠陥ですよ。本来、公道上に開くものというのは、僕はあんまりあっちゃならんと思うんやね。公道の上にば一っと開くようなやつ、内側に開くことはあっても。だからそこらも含めてやっぱり総点検していかないと、またぞろおんなじようなことが起こるんじゃないかと。例えば、体育祭なんかしているときにそういう開閉の、そこですることはないかも知らんけど、学校での行事で使っているときに開閉しているときに強風なんか吹いて外へば一っと開くことはあり得るんで、それは構造上直していかない限り内側に開けて、より公道に対する安全を確保するということが常識としてあるんじゃないかなと思うんで、その辺なんかも含めてどうあるのかというのをやっぱり考えてほしい。

もう一つは、こういう損害賠償の提案するときには、必ずその報告の中で、提案理由の説明の中で、保険で賄うかどうか、どの程度賄えるのかということも含めて報告があるとわかりやすいかなと思っていますんで、その辺お願いします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今ほどのご質問でございますけど、本来ならばあってはならないことで、本当に申しわけなく思っているところでございます。

ただ、町内には数多くのグレーチングとか側溝といったものが非常に多くございます。側溝につきましては耐荷重の問題もありますので、そういった重量物が乗るものに対しましては横断用の側溝であるとか、あるいはグレーチングであるとか、あるいは簡易な車両の場合は一般のグレーチングとかというふうに分かれて採用をさせていただいておりますけれども、そういった部分においても全て各課の連携のもと確認を、指示をしているところでございますけれども、やはり今後こういったことがないように十分気をつけていきたいというふうに考えているところでございます。

それともう1点は、今ほどの上志比中学校の件でございますけれども、これは扉ではなく防球ネットとか防砂ネットとか、そういうネットをとめとくもの下の部分、これが外れたと。バックネット横の開閉式のネットということでございます。そういったものをとめておく金具が外れて風でなびいて、車のボンネットのほうに接触したということでございますけれども、しかしながら、今議員さんおっしゃるように、やはりグラウンドに入る際のそういった扉、ちょっと私もそういった扉が、どういう対象物件があるかどうかわかりませんが、おっしゃるとおり外側にあくというふうなものであれば、今後調べさせていただいてしっかりと直していかなければならないなというふうに、また学校教育課も通じてしっかりと見ていきたいと思っております。

また、保険料で見ていただいているかということで、結論から申し上げますと全額保険で賄っているということでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第8号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について及び承認第9号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての2件を原案のとおり

り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第7 議案第47号 平成26年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

～日程第8 議案第48号 平成26年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第7、議案第47号、平成26年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について及び日程第8、議案第48号、平成26年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての2件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第47号、平成26年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について及び日程第8、議案第48号、平成26年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての2件を一括議題とします。

この決算認定については、代表監査委員の出席を求めています。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました議案第47号、平成26年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、議案第48号、平成26年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第47号につきましては、地方自治法の規定に基づきまして決算書を調製し、監査委員の決算審査を受けましたので、監査委員の意見書を付しまして議会に提出し、認定をお願いするものであります。

次に、議案第48号につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして決算書を調製し、監査委員の決算審査を受けましたので、監査委員の意見書を付しまして議会に提出し、認定をお願いするものであります。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決

議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 会計課長。

○会計課長（清水和子君） ただいま上程されました議案第47号、平成26年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は19ページからでございます。

議案第47号につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして議会のご認定をお願いするものでございます。

各会計とも、関係法令の定めるところによりまして調製いたしました決算関係書類をもとに、一般会計及び特別会計は去る7月29日、30日、31日、8月3日、4日、5日の6日間にわたり、監査委員さんの審査を受けました。議案第47号関連として、別紙のとおり監査委員さんより審査意見書のご提出をいただいております。

何とぞよろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水昭博君） ただいま上程いただきました議案第48号、平成26年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についてご説明申し上げます。

議案書は72ページから89ページでございます。

永平寺町上水道事業会計決算は、地方公営企業法第30条第4項に基づきまして議会のご認定をお願いするものでございます。

去る5月28日に監査委員さんの決算審査を受けました。議案書のとおり審査意見書のご提出をいただいております。

よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 26年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算についての質問ですけれども、まず代表監査委員さんが出ておられますので、この審査意見のほうからまずお聞きしたいと思っています。

一問一答でやればいいんですが、あんまり時間かかるのもあれですから質問を最初にずらずらと言わせていただきます。

審査意見、一般会計につきましては、2番目、「予算上の段階で、業者が特定

されることのないように、予算計上方法について、検討・改善を願いたい」、ちよっとそこを指摘されているので、これはどういうことなのか。

また、3番目、「長年にわたる多額の滞納額について、法的な見地から」ということがあるんですが、これについてはまた後で私の考えも言うんですが、ここに書いてある意見のところではいいますと、具体的に提案はされているのか。また、町からは具体的な方向は示されているのか。ここもお聞きしたいと思っています。

あともう1点だけ。5番目、「類似した事業については、統合するなど」とあるところですが、その2行目、「国・県補助の関係で事業名が確定される場合もあるが、事業目的・事業内容に相応しい事業名を用いるよう努められたい」ということがあるんですが、何かこの点で具体的に示されたのか。ややこしい使い回しなどがあるとしたら、その辺、指摘されたことについて、もしあれば代表的なものを示していただきたいと思います。

まず、そこを最初お聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 前川代表監査委員。

○代表監査委員（前川次夫君） まず最初に、予算の計上方法に関する意見書についてのうち、予算の計上方法、この部分についてお答えをいたします。

高額な工事費や委託業務について、1社による見積書によって予算計上している事例が見受けられました。これでは予算計上の段階で業者が確定してしまうおそれがあり、業者主導になる危険性があることを指摘したものでございます。このような場合、まず仕様書を作成し、この仕様書に基づいて複数社から参考見積書を徴集し、できれば組みかえて設計書を作成するなど、同じ効果を得るならより低廉な価格で、また適正な競争原理が働くよう改善願いたいとの思いでございます。

なお、この件につきましては、決算審査のかなり以前に聞き取り調査を行い、既に課長会におきまして指摘させていただいたところでございます。したがって、改善に向けた検討がなされているものと思いますが、改めて意見書に加えたものでございます。

次の滞納関係でございますけれども、滞納整理につきましては、未納者の声を踏まえた滞納の実態を把握することが先決であると私も思っております。その上で滞納の状況を、1、緊急を要する案件、2、効率的、効果的な財産の判明した案件、3に単年度少額案件、4に非効率的、非効果的財産の判明した案件、5番といたしまして無財産、長期高額案件の5つの区分に分類し、区分ごとの取り組

み方といたしまして、1番に時効の間近に迫った案件の時効の中断、2番に煩雑な事務処理等を要しない滞納処分案件、3番として短期少額滞納案件、4番といたしまして煩雑な事務処理等を要する滞納処分案件、5番目といたしまして財産の発見されなかった長期高額案件に滞納整理に取り組むとしたことは評価できると考えております。そこで、これからはその実績効果を期待したいと思っております。

最後の意見書の中で掲げました(5)番でございますけれども、具体的な事業名を挙げるということになりますとちょっと困るんですけども、決算審査の折に成果表を見ておりましたら、素人目ではわかりにくい事業名が感じられました。したがって、一般町民でも理解のしやすいように、事業名を見れば何をやる事業か、その内容はどのような内容かというのをわかるような工夫をしていただきたい、こういう思いでございます。

以上でございます。

○議長(川崎直文君) 9番、金元君。

○9番(金元直栄君) 説明をお聞きしまして、ここに書いてあります審査意見等につきましては本当に、滞納の問題等については区分をして取り組むことという具体的な提起、提案なども含めて私たちも学ぶべきところがあるなど、今お聞きして思ったところであります。

そこで、決算の中で、この意見とは別のところでお聞きしたいところは、本町でもようやく公共施設のあり方について論議されることとなってきました。これは私も一歩前進だと思っています。ところが一方では、古い施設の利活用も含め、新しい公共施設の建設については十分な検討が行われているのかと思うような状況が続いてきたと私は思っています。その公共施設がまちづくりの中で地域住民に対してどのような位置づけになっているのかとか、そういうのが十分論議が尽くされていたのかなと思うところが26年度はあったように私は思っているんですが、例えば道の駅の内容や場所の問題、永平寺の開発センターの活用の問題、また今取り組んでいる織物会館跡地の活用の問題等、公民館との関係等のあり方などいろいろあるのではないかなと思うんですが、そんな点で監査委員の立場から気のついた点はないのかということをもまず1つ目をお聞きしたいですね。

2つ目としては、先ほど触れました税の滞納処理についてです。僕も、不納欠損も含めて、これまで手つかずの状態だったものについてやっとその緒についた

のかなと思うところもありますが、そういう一定の前進は見られたと思っています。特に昨年度は、若手職員で収納に当たることを経験させたこと町長は言われていますけれども、これも僕は非常に評価したいと思います。ただ、若手職員の中から出たのは、収納活動については若手職員だけでなしに、やっぱり経験豊かな職員、幹部職員も含めてやるべきではないかという提案があったと、それはそのとおりだと私も思います。収納活動については、先ほどのような区分してわかりやすい対応にして、すぐ解決できるもの、大変な問題も含めていろいろ区分されているんですが、全庁でどう取り組むかということが私は大事だと思っています。

特に税の滞納問題に長年、特にこういう不況絡み、輸出産業はもうかっているんかも知らんですが、地域では大変な状況が続いている中では、やっぱり税金を納める側も大変苦勞されていると思います。それに全庁で当たるということ、町の職員みんなで当たるということは、より多くの人で当たるということは、やっぱり苦勞して集めたお金ですから使うときにも非常に注意を払う。これは以前、私、旧松岡時代に群馬県の太田市を視察したときにその市長が言われていました。市職員の半分ぐらい動員して年2回の夜間徴収に歩いていると、それは一番大きい効果は税金を使うときにやっぱり苦勞して集めている、そのことを思っているということでした。

以前は税金の二重帳簿の問題が旧松岡時代にありましたけれども、今回、滞納問題、今まで先送りしてきたやつをそれなりに整理していこうと、それがきちっとしてくると収納率もやっぱり目に見えて改善されていく方向も見えてくると思います。これは町職員の励みにもなると思いますので、そういうときにも、先ほど監査委員は町民の声を聞きながら進めていくべきだと思うということを前置きして言われていましたけれども、やっぱりそこは監査委員として率直に思うところがあつたらまた示していただけたら、先ほど聞いてはいるんですよ、でも示していただけたらと思います。

3つ目に、今年度になって表に出てきているんですが、税の還付問題です。いわゆる過誤納請求ですかね、町が間違っって税金を請求していたんではないかということで、その修正、申告なんかがあつたのかどうかわからないんですが、具体的に業者から平成3年度に売買契約の土地、用地について20年ほどさかのぼって固定資産税がかけ過ぎられていたから、そのさかのぼった請求をということで求められているところなんです。ただ、これらについても、監査委員さんとして十分その経過、内容をやっぱり見て、行政に対して意見を言っていたらと思う

わけですね。当時のことについては、またほかのところでいろんな論議になるかとも思いますけれども、当時は町がお金をかけて、それ本来でいうたら工業地ですから地目変更して渡すはずなのに、地目変更をすると地価が高くなるから山林のまま渡していると。売却している。そんな状況でかなり便宜を図ったにもかかわらず、税金が高いとあって、今になってほとんどさかのぼって20年間も誤った課税であったという申し立てがあるようですが、その辺は行政のこれからのいろんな取り組みにも関係するし、記録をどう残しておくかということにもかかわってくると思っています。十分調査して、またいろんな行政に対するご意見も申し上げていただきたいと思います。もし何か聞いていることがあったらご答弁お願いしたいと思います。

あと、特別会計です。介護保険でいいますと、滞納額の解消というところで問題が提起されてきました。意見書のところですね。これは22ページの3番ですが、介護保険特別会計、「特別徴収の割合が92.2%を占めているにも拘わらず、全体の収納率は93.7%に留まっている」。ただ、滞納繰越分の収納が悪いからそうなるというんですが、この会計の普通徴収の特性というのがあります。低所得者、ほとんど年金を受けておられない人たち、また切りかえのときの話、国保やそういうようなところ、介護保険の徴収が始まる時の話があるみたいですが、普通徴収の特性なんかを見定めた上で、特にこの世代の未納者の十分な調査はされているのか、またしてほしいということも含めて、監査委員にはどう考えているのかをお聞きしたいと思います。

最後になりますけれども、上水道会計、昨年も質問させていただきました。その中で今回の監査委員さんのご意見なんか見てみますと、かなりそういうことも含めて提起されてるのではないかと思うんですが、意見の4番目に「建設改良費については、その性質上、中長期の建設改良計画及びその財源見込みに基づいて計上すべきである。したがって、予算計上の前提となる建設改良計画及びその財源見込みについて議会に提示すべきと思慮する」ということであるんですね。僕は同感だと思います。やっぱり特に上水道なんかは古い施設の更新が必要になってくる部分があると思いますし、特に国が示している耐震補強に対する支援もするという国の方針があるわけですから、耐震整備の計画なんかも、例えば主要幹線では行うとかいうことも含めてどうあるべきだとお考えになっているかも、特に専門的なそういうところにいらっしゃったこともあるので、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 前川代表監査委員。

○代表監査委員（前川次夫君） 初めに、順序が逆になるかもしれませんが、その辺お許しいただきたいと思います。

まず、最初にお尋ねのありました公共施設のあり方について、私なりの考え方を申し上げさせていただきます。

まず、一般論として申し上げます。新しい公共施設の建設に当たっては、計画から完成まで数年を要しますが、その間に社会情勢や町民のニーズが変化いたしましても補助金等の関係で後戻りできない状態に陥ることがございます。そこで最も大切なのは、計画段階で十分な調査をし、案を練り上げることだと考えております。そして、時には、計画の段階で中止する英断も必要でないかと考えております。一般に我々は便利さを求めますが、**「あると便利」と「必要」とでは根本的に異なる**と考えております。また、建設当初の補助金等に目が移りがちになりますが、維持管理費を含めての事業効果を検証するとともに、施設の更新をどうするのかも視野に入れる必要があると考えております。

次に、古い施設の利活用につきましては、**「あると便利」と「必要」に分け**まして、「あると便利」につきましては、更新しないことを前提に考えることも必要でないかと考えております。また、「必要」にランクされたものにつきましては、施設の更新も含めて検討するのも方法かと考えております。

要領を得ない回答になりましたけれども、いずれにいたしましても、町民の理解なくして公共施設の再編は不可能だと考えております。そこで、まとめといたしまして次の2点を提案いたしまして、一日も早い公共施設の再編計画案の作成を期待したいところでございます。1つに、町民のニーズを的確に捉えるため、アンケートまたは町民ワークショップを検討すること。2つ目といたしまして、『公共施設の再編—計画と実践の手引き—』なる本も出版されておりますし、公共施設の再編に取り組んだ自治体が多くございますので、これらを参考にすること。場合によりましてはアドバイザーの力をかりることを検討すること。

以上でございます。

次に、先ほどの滞納整理にちょっと触れさせていただきます。

ご指摘のように、国民健康保険税及び介護保険料の普通徴収に係る滞納者と町税に係る滞納者の滞納の理由、背景はかなり異なるものと理解をしております。したがって、意見書の中でも**「適切な納税指導」という表現を用いた**わけでございます。この中には、民生委員や福祉委員の意見を参考にしなければなら

いケースもあろうかと思えます。要は、単に事務的に処理するのではなく、十分な調査をし、懇切丁寧な対応を望むところでございます。

次に、税の還付問題についてのご質問でございますけれども、このご質問につきましては今議会で審議に付される案件であると理解しております。ただいまは平成26年度決算の認定に係る質疑応答の場でございますし、この席で審議前に私見を述べることには問題があろうかと思えますので、答弁を控えさせていただくことでご理解願いたいと思えます。

そこで、この場で申し上げますのは、誘致における優遇措置については、経済効果、町民が受ける利益、町発展の展望等を総合的かつ慎重に判断して決定してほしいということ。もう1点は、課税誤りが発生した原因の精査と再発防止策を検討していただきたいということでございます。

最後の水道の整備でございます。

施設の更新計画の策定に当たりましては、まず施設の老朽度を把握する必要があります。その手法の一つといたしまして、施設グループごと及び資産グループごとの減価償却累計額を取得価格の9割で割った値から推しはかることができます。この値が1に近ければ近いほど、更新時期が押し迫っていることとなります。企業会計の原点は資産の管理、把握にあると言われておりますけれども、残念ながら本町の場合、資産台帳の管理、具体的には施設グループ区分とか資産の内訳明細、さらには設計書との関連におきまして物足りなさを感じておりますので、今後の整備のあり方を検討していただきたいと思っております。

そこで、更新計画の策定で重要な要素がその財源でございます。近隣の動向を把握しての外部資金の導入、内部留保資金の造成方法、さらには料金への影響等を加味した計画でなければならぬと考えております。

次に、お尋ねのありました埋設管の耐震化でございますが、私が最も気になりますのが、本町においてまだ石綿セメント管が残っているやに聞き及んでいるところでございます。この石綿セメント管の更新には出資債制度があったはずでございます。この制度を活用しての更新をどうして完了しておかなかったのかなと非常に悔やまれるところでございます。この出資債制度は、ご存じのように、企業債の償還について一般会計が出資という形で肩がわりするもので、その半分が交付税措置されるものであったかと認識をしております。

水道は町民の重要なライフラインであり、それを確保するのが使命であると考

えております。そこで、耐震化についてでございますけれども、今、改めて全ての管路を耐震管に更新するとなると、その費用は莫大なものとなり水道料金が大きくはね上がることとなります。水道料金の高騰分を安心感のコストとして利用者の理解が得られるかにつきましては、疑問のあるところでないかと思っております。

そこで、ご指摘にもありましたように、幹線管路につきましては、更新時期に合わせて耐震管を採用することとともに、災害時の飲料水の確保に努めていただきたいと思っております。最近では災害時の復旧支援体制が整っておりますので、1人1日3リットル、1週間分の飲料水を確保すれば足りるのでないかと私なりに思っております。そこで、公園、公共施設用地等を利用した飲料貯水槽、場合によりましては防火水槽と兼用できる貯水槽の設置を検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） こちらもかなりあれこれ質問させていただきましたけれども、監査委員さんのいろんなご意見も踏まえて、ぜひこれを決算審査という形で議会の委員会での論議に付していただきたいと私は思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号及び議案第48号を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、閉会中に審査をしていただき、審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩します。

（午前11時09分 休憩）

(午前 11 時 25 分 再開)

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第 9 議案第 49 号 平成 27 年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第 10 議案第 50 号 平成 27 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第 11 議案第 51 号 平成 27 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第 9、議案第 49 号、平成 27 年度永平寺町一般会計補正予算についてから、日程第 11、議案第 51 号、平成 27 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの 3 件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 9、議案第 49 号、平成 27 年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第 11、議案第 51 号、平成 27 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第 49 号、平成 27 年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第 51 号、平成 27 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

議案第 49 号、平成 27 年度永平寺町一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出から申し上げますと、総務費では、ふるさと創造プロジェクト事業の拠点施設造成工事費や永平寺支所南側入り口改修工事費を計上したほか、合併 10 周年を本町の新たな飛躍に向けた年と位置づけ、合併 10 周年記念行事の開催費用を計上しております。

民生費では、マイナンバー制度関係で、通知カード、個人番号カード作成、発送などの関連事務を行う地方公共団体情報システム機構に対する負担金のほか、個人番号カード交付に係る事務費や、未熟児養育医療費扶助の利用件数が増加し

たため扶助費の増額を計上しております。

消防費では、消防団員の水害等の活動時の安全確保を図るため、救命胴衣を整備いたします。

教育費では、小学校理科等教材の備品整備のほか、県予選を勝ち抜き上位大会へ出場する中学校の部活動に対し交通費等の費用の一部を補助する経費を計上しております。

以上により、一般会計補正予算の総額は4, 181万1, 000円となった次第です。

これら歳出の財源となります歳入では、国庫支出金、県支出金、利用者負担金、繰越金等により措置をしております。

次に、議案第50号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、地域密着型サービス事業者選考委員会委員報償及び介護相談員の増による介護相談員報償を計上しており、その財源となります歳入については、保険料、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金を充てることとしております。

次に、議案第51号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、産休職員の代替嘱託職員の賃金を計上しており、その財源となります歳入については、前年度繰越金を充てることとしております。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第49号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第51号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第49号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の92ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に4, 181万1, 000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億6, 826万5, 000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、93ページから94ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

99ページをお願いいたします。

款2総務費、目5企画費、委託料428万円は、永平寺町合併10周年を本町の新たな飛躍に向けた年と位置づけ、合併10周年記念行事の記念講演、DVD制作、総合プロデュース等のイベント委託経費でございます。そのほか、表彰者への記念品、印刷費、新聞広告費等を含め、事業費700万円を計上させていただきました。

同じく、工事請負費1,202万5,000円は、ふるさと創造プロジェクト事業における拠点施設の造成工事に係る費用を計上するものでございます。

目7支所費、工事請負費131万8,000円は、消防庁舎整備後の永平寺支所南側入り口の屋根やスロープの改修を行うための工事費を予算化するものでございます。

100ページをお願いします。

同じく、目2賦課徴収費、償還金、利子及び割引料329万6,000円は、固定資産税の課税誤りによる町税還付金を予算化するものでございます。

同じく、目1戸籍住民基本台帳費、負担金、補助及び交付金691万1,000円は、通知カード、個人番号カードの作成、発送などの関連事務の負担金などで、そのほか、カード郵送料、システムバージョンアップ経費など事業費775万2,000円を計上するものでございます。

101ページをお願いします。

款3民生費、目3心身障害者福祉費、負担金、補助及び交付金57万5,000円は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の難聴児の補聴器購入費の3分の2を補助するもので、3名分を見込んで予算化するものでございます。

中段の目5子育て支援事業費、委託料56万円は、夜間・短期入所保育事業の利用者の増に伴う委託料の増額分を予算化するものでございます。

下段の目1保健衛生総務費、扶助費138万2,000円は、未熟児養育医療費扶助において、利用件数の増加が見込まれることから予算化するものでございます。

102ページをお願いします。

款9消防費、目2非常備消防費、備品購入費34万4,000円は、消防団員の
水害等の現場活動時の安全確保と公務災害を防止するために救命胴衣を増備す
る経費として予算化するものでございます。

款10教育費、目1学校管理費、備品購入費120万8,000円は、国庫補
助金の追加があったため、理科等教材備品の追加購入に必要な経費を予算化する
ものでございます。

下段の目2教育振興費、負担金、補助及び交付金293万8,000円は、各
中学校で全国大会、北信越大会に出場するに当たり、学校体育・文化事業補助金
交付基準に基づく助成金を予算化するものでございます。

次に、主な歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、97ページをお願いします。

款13国庫支出金、目2衛生費国庫負担金、未熟児養育医療事務負担金69万
円は、未熟児養育医療扶助に係る国庫負担金で、事業費の2分の1を計上してお
ります。また同様に、事業費の4分の1に当たる34万5,000円を県負担金
で計上しております。

同じく、目1総務費国庫補助金、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番
号カード交付事務費補助金、合わせて734万2,000円は、通知カード、個人
番号カード関連事務に対する補助金でございます。

中段の款14県支出金、目1総務費県補助金、ふるさと創造プロジェクト補助
金600万円は、ふるさと創造プロジェクト事業における拠点施設の造成工事に
対する補助金を計上するものでございます。

下段の款18繰越金2,593万9,000円は、9月補正の財源として前年
度繰越金を計上するものでございます。

98ページをお願いします。

款19諸収入、目1雑入、民生費雑入25万6,000円は、夜間・短期入所
保育事業利用者の負担金。消防費雑入33万8,000円は、消防団員救命胴衣
整備に対する消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金でございます。

以上、議案第49号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についての説明
とさせていただきます。

続きまして、議案第50号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算
についてご説明申し上げます。

議案書の106ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に27万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,084万2,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、107ページから108ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

112ページの歳出から申し上げます。

款1総務費、目1事業運営委員会費、報償費8万2,000円は、平成27年度において地域密着型サービス事業所を公募、選定するに当たって、選考委員会委員の委員報償費を予算化するものでございます。

款6地域支援事業費、目2任意事業費、報償費19万2,000円は、介護相談員の訪問事業所数の増及び配置人員の増員に伴う報償費の増額を予算化するものでございます。

次に、主な歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、111ページをお願いします。

下段の款7繰入金、事務費繰入金8万2,000円は、選考委員報償費の財源として一般会計より繰り入れるものでございます。

そのほか、介護相談員報償費の財源として、保険料、国庫支出金、県支出金、繰入金、合わせて19万2,000円を予算化するものでございます。

続きまして、議案第51号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の115ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に54万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,170万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、116ページから117ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

121ページの歳出から申し上げます。

款1総務費、目1一般管理費の賃金54万7,000円は、産休職員の代替嘱託職員の賃金を予算化するものでございます。

戻りまして、120ページの歳入につきましては、歳出の財源として前年度繰越金を計上しております。

以上、議案第49号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第51号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 質疑なしと認めます。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第49号から議案第51号までの3件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第12 議案第52号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第12、議案第52号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第52号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

マイナンバー制度が来る10月5日から開始され、来年1月1日から実際の利用が始まります。これに伴い、本町においても番号法の趣旨を踏まえ、効率的で適切な運用を図るため、個人番号の利用範囲を規定する永平寺町個人番号の利用

及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） それでは、議案第52号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案書122ページでございます。

マイナンバー制度が来る10月5日から開始され、来年1月1日から利用が始まります。これに伴い、本町における個人番号の利用範囲について規定する条例を制定するものでございます。

各条文のご説明をさせていただきますと、第1条につきましては、番号法の第9条第2項に基づく条例であることを規定しております。

第2条では、用語の定義をさせていただきます。

第3条では、特定個人情報の厳格な管理を行うとともに、今後、町独自の利活用を実施していくことを規定しております。

第4条におきましては、個人番号の利用範囲を定めているところでございます。

本条文を規定することで同一機関内での情報連携を可能とし、町民の利便性と行政の事務効率の向上を図るものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におか

れましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第13 議案第53号 永平寺町個人番号カードの利用に関する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第13、議案第53号、永平寺町個人番号カードの利用に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第53号、永平寺町個人番号カードの利用に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

10月5日からのマイナンバー制度の開始に伴い、個人番号を周知するための通知カードが、10月5日以降、全ての住民の皆様に対し順次郵送されます。また、平成28年1月1日からは、希望される方のみ個人番号を交付することになります。

さて、永平寺町では、平成27年4月4日から住民票などのコンビニ交付が始まっております。このコンビニ交付を利用するには従来の住民基本台帳カードが必要ですが、個人番号カードも同様の機能を備えていることから、申請手続きをすることにより、この個人番号カードでもコンビニ交付が可能となっております。住民の皆様のご利便性を図る上でコンビニ交付は今後も必須となってくることから、個人番号カードを利用したコンビニ交付をするために条例の制定を行うものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） それでは、議案第53号、永平寺町個人番号カードの利用に関する条例の制定についてということで、議案書の124ページをお願いいたします。

現在の住民基本台帳カードにつきましては、希望者の方に印鑑登録証明書のサービス並びにコンビニにおきまして各種証明書の交付をするサービスの機能を持たせております。個人番号におきましてもこういった機能を搭載することができますことから、個人番号を取得された方についてこのようなサービスが提供でき

るように条例を制定するものでございます。

なお、条文につきましては、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例とほぼ同じ形態でございます。5条までの編成となっております。第2条に利用事務として印鑑登録証明書交付並びにコンビニ交付サービスについての条文、それから第3条につきまして利用手続のための条文を掲載しております。

なお、施行日につきましては28年1月1日となっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号を、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第14 議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第14、議案第54号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第54号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

マイナンバー制度の法律の制定に伴いまして、関連する本町条例の一部を改正

する必要がありますので、今回、対象となる条例の一部改正を行うものです。

改正の主な内容は、住民基本台帳カードに関すること及び介護保険に関することとあります。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 住民生活課長。

○住民生活課長（野崎俊也君） それでは、議案第54号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてということでご説明いたします。

議案書の126ページをお願いいたします。

まず、マイナンバー制度に伴いまして、現在あるそれぞれの条例の一部を改正する必要がありますので、ここで取りまとめております。

先に住民生活課担当分、第1条から第4条までの条例改正のご説明をいたします。

まず、第1条、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてということですが、ここでは、先ほど言いましたマイナンバーカードに印鑑登録の証明のサービスを載せられるというお話をしましたが、こういった方についてはもともとの印鑑登録カードは発行しないというふうになっております。これは住基カードも一緒でございます。こういったことを明文化しております。また、マイナンバーカードに印鑑登録を入れた方については、コンビニでも交付できますといったことを明文化しております。

続きまして、第2条でございますが、永平寺町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正ということです。これもマイナンバー制度導入に伴いまして、住民基本台帳カードの利用に関する条例は、住民基本台帳カードに関することは住民基本台帳法に基づいて事項を定めております。今回、マイナンバー制度導入に伴いまして、この住民基本台帳法が変わります。ただ、住民基本台帳カードは、最長で平成37年12月までは持つこととなりますので、この条例を落とすわけにはいきませんので、文言上、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の住民基本台帳法」というふうに名称を変えさせていただくものでございます。

続きまして、第3条、第4条でございますが、永平寺町手数料徴収条例でござ

います。先ほどから説明しておりますとおり、10月には通知カード、それから来年の1月1日以降にはマイナンバーカードが交付されますが、当初につきましては無料交付であります、もしなくされたりした場合に再交付をすることになります。再交付する場合には、通知カードについては1件500円、それから個人番号カードにつきましては1件800円の手数料が必要となります。これを明文化するものでございます。

以上、住民生活課分の説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） それでは、引き続き福祉保健課のほうから介護保険関係の条例案についてのご説明をさせていただきます。

議案書の126-1をお願いいたします。

この行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴いまして、介護保険の9条、10条、11条という項目の修正をお願いするものでございます。

まず、議案の5条、6条にございます介護保険条例第9条、この9条と申しますのは保険料の徴収猶予で、第10条と申しますのは保険料の減免、第11条と申しますのは保険料の申告という項目でございます。

保険料の徴収猶予、保険料の減免等につきましては、例えば被災された場合とかいう場合に徴収猶予、減免等がございますけれども、これまでは申請書に、いわゆる課税証明書とか、あと罹災証明書といった証明書の添付を求めておりましたが、これがいわゆるマイナンバー法に施行によりまして、申請書に個人番号の記載をすることで添付の省略をするといったことを条例において規定させていただくものでございます。

また、申告におきましても課税証明書の添付を求めておりましたけれども、これにつきましてもマイナンバー法の施行によりまして添付の必要がなくなったということで、そうしたことをこの条例に規定させていただいてございます。

以上、簡単でございますけれども、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号を、会議規則第39条第1項の規定

により、教育民生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第15 議案第55号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第15、議案第55号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程されました議案第55号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号法に基づく個人番号を含む個人情報は特定個人情報と呼ばれ、従来の個人情報に比べ非常に高度な個人識別機能を有するものとなっております。このため、番号法第31条により、地方公共団体は、特定個人情報の管理についてこれまでに以上に厳格な保護措置を講ずることが求められております。

本町におきましても、番号法の趣旨を踏まえ、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 総務課長。

○総務課長(山下 誠君) それでは、議案第55号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書127ページをお願いいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、情報提供等記録を含む特定個人情報に対する必要な保護措置を講ずるための改正でございます。

条例の概要といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に該当する場合を除き、個人番号を含む個人情報等を当該実施機関以外の者に提供をしてはならないこと。また、実施機関は、個人の生命、身体または財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であると認めるときを除き、特定個人情報に係る開示請求、訂正などの請求及び利用停止の請求については、法定代理人または本人の委任による代理人が行うことができることを定めております。

さらに、何人も、自己の特定個人情報が永平寺町個人情報保護条例または番号法の規定に違反して収集、利用等がなされていると認めるときは、実施機関に対して当該特定個人情報の利用停止の請求を行うことができることを定めております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第16 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第16、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを議題とします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号を陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第17 農業委員の推薦について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第17、永平寺町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、17番、多田君の退席を求めます。

暫時休憩します。

(17番(多田憲治君)退場)

(午後 0時02分 休憩)

(午後 0時02分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は4人とし、松岡渡新田第9号41番地、島田美智子君、谷口第2号82番地1、山本益子君、市野々第41号1番地、田中一夫君、吉峰第7号51番地1、多田憲治君。

以上の方を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は4人とし、島田君、山本君、田中君、多田君を推薦することに決定いたしました。

17番、多田君の入場を求めます。

暫時休憩します。

(17番(多田憲治君)入場)

(午後 0時03分 休憩)

(午後 0時03分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、明日9月1日から6日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、明日9月1日から6日までを休会とします。

7日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 0時04分 散会)